

菊川市 第3回協働の指針策定委員会 議事録（概要版）

会議概要

日 時：平成30年10月18日（木）午前9時30分～午前11時30分

会 場：菊川市役所北館2階 会議室

出席者：策定委員 8名

日詰委員（専門家）、酒井委員（自治会）、赤堀委員（コミ協）、鈴木委員（任意団体）、藤江委員（企業代表）、野崎委員（ボランティアセンター）、笠原委員（市民協働センター）、海野委員（学生）

市 役 所 地域支援課 鈴木課長、赤堀係長、山内係員

開会

あいさつ

委員長：皆さんおはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。9月30日の夜半から10月1日にかけて台風が来襲しまして、先ほども少し委員とお話ししましたが、停電が起こり皆さんの生活も少し支障をきたしたのではないかなと思われました。常日頃からの備え、準備がしっかりできているか試されたのではないかなとそんな気がいたしました。私の家でも備蓄は1ヶ月くらいありますが電気がない生活というのは本当に久しぶりで、静岡に引っ越してきました20数年になりますけれども。うちは14時間ほど停電がございまして、冷蔵庫はシャットアウトで、カセットコンロを出してきましたのですけれども。幸いなことに水道は出まして助かりました。トイレが使えないという事で大学に行っただけですけれども、大学でも使えないという事でちょっと大変でした。電気に頼らない生活というのが懐かしくなりました。トイレも電気を使った形になっていまして非常に不便ですね。いずれにしても私達の備えがとても大事になってきますし、今日委員の方からいただきましたチラシにありますボランティア講演会。講師の落合美恵子さんに災害時に行政を頼らないという講演がございまして。彼女は音楽ができる人で音楽を大学で勉強されていて、ピアノやエレキが非常に上手。御前崎の災害に関する活動をずっとされていてこの領域では全国的に活躍していらっしゃる方ですので、皆さんお聞きになればよろしいかと思えます。こういう災害が起きた時に地域の共助の形というのはとても大事になってきますので、今回指針を考える時に少しあわせてご検討いただけたらなと思えます。今日は課長からもお話しにありましたように、前回の残りの部分をご検討いただくという事になりますのでよろしく願いいたします。前回18ページの所までご検討いただきましたので、今回19ページからという事になりますが復習の意味で事務局から説明していただいた後、意見交換ができればと思います。では事務局お願いいたします。

協議内容

協働の指針（素案）について

事務局説明

委員長：ありがとうございました。今説明がありましたように（4）の方向性①②③④とあるわけ

ですが、その中にそれぞれ協働の相手方である市と市民・NPO・企業とがどのような役割を果たしているか市が期待して書いてあるのですが。取り組み項目につきましては市がやっていくものだという事で、書いてある。ご意見いただければと思います。それでは方向性①の所はいかがでしょうか。多様な主体をつなぐコーディネーター役として市も役割を果たしたいという事なのですけれど。センター間の連携は書いてありますけれど、センター連絡会はやっているのですか。

事務局：平成 28 年市民協働センターを最初立ち上げた時に、それぞれの住み分けとか立ち位置の確認の意味もありまして社会福祉協議会さんが音頭を取って、3者が集まって委託先の事務局も集まった会を初年度は行った。それ以降は開催まで出来ていない。

委員長：社会福祉協議会のボランティアセンターと教育委員会のボランティア活動支援センターはどんなふうに住み分けているのですか。

委員：高校生までのボランティア活動を教育委員会、大学生以上を社会福祉協議会というようにすみ分けがしてあります。教育委員会の窓口で大学生の方とかが相談に行かれた場合は、教育委員会の方からこちらにつないでいただく。逆に高校生までのボランティア希望の方が見えた場合は教育委員会につながせてもらって、それで双方の所で例えば高校生までの教育委員会は前期・後期に分けて募集しているので、希望するのが間に合わなかった場合は社会福祉協議会の方で動く。逆もある。そういう形で連携はしています。教育委員会の方で会議を年 2 回開いてくれているので、受け入れ先と学校と。それに呼んでいただいています。

委員長：2つのボランティアセンターと市民協働センターは連携していないという事ですか。

事務局：直接つながっている部分はないですね。

委員：教育委員会のボランティア支援センターと社協のボランティア支援センターとの関わりというのは合併当初からのものなので、こちらもうまくお声がけができてなくて。

委員：社会教育課にある高校生までのボランティアセンターについては、ご案内したとおり中高生体験セミナーをやっているのも市の方のボランティアセンターの方に登録している生徒さんに関してはうちの方でやる活動に参加した時に、ボランティアポイントを付与するという事で社会教育課にはご協力いただいている。計画ができた時点で社会教育課の方では、うちの方で社会貢献を学ぶ機会を提供しているのでボランティアとは違うとすみ分けをされている。ポイントは協力して頂いている。

委員長：違和感がありますね。市民協働ないし市民活動の中で活動をする人たちはボランティアベースで来る方結構いるので、あえて切ってしまうという事は必要ないじゃないかなという気はするのですけれど。やっぱり同じ市民社会を作っていく事からすればみんな同じ対等な相手方なので。そこでひとつの連絡会というか場を設けるといのは大切じゃないかと思う。それぞれのまちで背景があるのでそれが一番やりやすいという事であれば、良いのかもしれませんが。もしやるのなら市民協働係も入っていただいて、2つのボランティアセンターと市民協働センターも連携した方がより効果的に連絡調整できるじゃないかと思うのですが。市としてはどのように考えていますか？

事務局：お互い理解し、連携を取ってもらう方が良いと思いますが、事務局として踏み出せていな

いです。必要性はどこも感じていると思います。

委員：市民活動等団体登録制度をやっていて社協さんのボランティア団体さんにご案内させていただいて、個々に自主的に入っていただいているところはいくつかございます。交流会の時に来ていただいたボランティア団体さんもいまして、全く切れている訳ではないです。

委員：ボラセンに登録しているグループも強制という訳ではないので、自由意思で市民協働センターさんのご案内をさせていただいています。

委員：コーディネートの役割という立場の中のものですか。

委員長：基本的には色々な主体が市民活動を行っていてボランティア活動を行っている人たちがいます。地域の色々な課題を解決するために貢献している方々ですから、ボランティア活動とNPOを区別する必要性はないかなと思います。そういう人たちのつなぎ役を市がやっていきたいと思っているんじゃないかなと思っている。

委員：今後の取り組みの方向性のひとつとして多様な主体をつなぐコーディネート役として、市だけの取り組み項目ではなく、他のNPOとか企業でこういう取り組み項目も載せた方が良いというのはいかがなものかなと思います。コーディネートという枠の中で言えばですが。

委員長：基本的に中間支援組織というくりがあって、笠原さんの組織が行政と企業と市民をつないでいくマグネット役を果たしていただくのが最近の形かなと思います。あえて行政がしゃしゃり出なくても市民がやっていくというのが自然かなと思う。そこまで出来ていないのであればある程度できるまでの間、行政が橋渡しをしてあげる。いつまでも行政という事ではないだろうかなと思います。行政が取り組みの方向性で考えなければいけないのは、行政がどこまで手を出すのかということ。本来市民活動は市民社会の領域なので、市民社会を構成している主体の方々が集って連携していく。地域の力をつけていくためには大事だと思う。今まで静岡県の特徴として最初の取り掛かりは県が手を出し過ぎた。県が何でもやっちゃうという事で人材育成もやる。講座も全部お金出してやる。というふうにならずとやってきたのです。でもこれは日本全体からみるといびつなシェアの仕方なのです。他は最初から民間がベースで色々な支援をやってきている。だから行政が手を引いちゃうと市民活動団体がどうしたらいいという話になる。そこをつないでいける力を持った団体が出てくるのが自然だなと思う。それはその団体が出てきて地域の方々もコミュニティも繋いでいく。すぐそこまでいけないので、行政がどこまでやってそこから少しずつ手を引いていくことを考えなければいけない。今、県はそれを考えている。今まで静岡県は浜松と静岡と沼津に市民活動センターを持っていたのですけれど、浜松は撤退しました。静岡は呉服町という所の伊勢丹の斜め向かいに持っていたのですが、縮小して水の森ビルの中に入った。沼津をどうするかというのが検討課題になっていますね。段々手を引いている。手を引いてきている理由というのは市が市のレベルで市民活動センターを持ってきているので、それに委ねていこうと。今は各市で作られている市民協働センターや市民活動センターを中心にして、その地域独自の市民活動の支援であるとか協働の支援をするという事です。行政としても解決しなければならない課題はたくさん抱えているので、全く全部市民に丸投げという訳にはいかない。そこの関係性をどのように作っていけば良いというのを菊川市の中で考えていかなければいけない。その観点で考えると市の方が市民や

NPO、企業の事まで研究する必要性はないじゃないかという意見が委員から出てきています。その辺りでいかがでしょうか。

委員：立ち位置ではないですが。ボランティアセンターというのが2つあり、活動支援センターと連携が必要で連絡会と書いてあるが、ボランティアが活動したいなと思った時に市民として行く場所は年齢だけで分かれていて、同じ活動でも行く場所が違うということですか。まず登録してから活動を紹介してもらおうという事ですか。

委員：教育委員会が主に高校生までの方をということでお伝えしたのですが、教育委員会の方で音頭を取って子どもたちの受入先を年に2回募集をします。その情報は学校を通して子どもたちに流します。それを基に子どもさんたちが申込みをする。社会福祉協議会のほうは、高校生までの子どもさんやお母さんから問い合わせが来た場合は教育委員会の紹介をします。そこで締め切りが過ぎてしまったりして受入れができないときは、そこで相談に応じたりという事はあります。内容によっては親子で参加できるような活動もありますが、比較的菊川市は学校を通すのが多い。大人の方は社協を通してボランティアセンターにというような流れが多いです。その活動に応じて例えば施設などでも大人の人しか募集しないという施設もあれば、子どもさんからでも可能という場合もある。両方の情報を受入先として社協も持っていて、教育委員会も持っていてという場合もある。

委員：全部ではないけれど、一緒に出来るものは持っている。

委員：なるべく教育委員会さんも社協も希望された方が活動できるように持っていきたいと思っているので、情報共有している。

委員：ボランティアセンターというものが、分かれてあるという事を知らなかったので勉強になりました。

委員：方向性の中でも周知であるとか皆さんに知ってもらうことが、これからの課題だなと思っている。

委員長：委員に聞いてみたいのですが、主体をつなぐコーディネートということで企業に期待されることが書いてあるのですが、これに対して何か意見ありますか？

委員：営利を目的としない活動というのは、入れるべきなのかどうか。全体的なお話聞いていく中で改めて市民や企業という分類に分けてコーディネートの欄にこのような文面を入れるべきなのか。

委員：取組計画のところのイメージがわからない。センター連絡会の開催は分かる。その後のセンター間の連携による事業の充実とそれの評価とか改善というのが、どういう事をイメージしているのか。

事務局：市民協働センター・ボランティアセンター・教育委員会のボランティアセンターがつながっていないので、まず連携して頂く。そして共催で何かできるとかで、学生のボランティアの登録も一元化すればいいじゃないかということです。それによって事業が充実してくるのがステップです。ジャンプの評価・改善はどの事業もそうだと思うが、やっていってどうだったかというところで改善や見直しをしていって、次の取り組みにつなげていただく意味です。情報の集積であるとか窓口の一本化というのが市民の皆さんが参画するには重要という事が一つあると思いました。コーディネートとここに書いてありますので、市

としてそういう事をどう取り組むべきかという事の窓口の一本化であったり情報の集積がどうなされてコーディネートが図られるというのが、ここの取組計画の段階の中に入ってくるのがこのページの中では良いのかなと思いました。このページは取組計画そのもの記載されているもの、そのものの方向性を見直して書き換える方が良いのかなとお話を承ったところです。コーディネートという立ち位置は行政がまずはやるべきと、ここ数年であればやっていってある程度の所まで下地を作って手離していく。市民の皆さまが主体でやる所まで持っていくという事で計画の初めの方で手離していける形にする見通しができる書き方が良いのかなと思いました。少し修正をしてここの市民・NPO・企業のところは取らせていただく方が良いのかなと思いました。

委員：シンプルに作ってしまうなら先ほどの委員のように市民・企業・NPO のところはカットしてしまっ。

委員長：それでもいいかもしれませんね。

事務局：ただ、17 ページの図2 これからのイメージを示させていただいて、この中では行政がこの中の一員であるというイメージを持っていますので、やはり行政が主導というような協働の指針にはしたくない。外した分、他の立場の皆さまがどのようにつながることについて関わるのかという事は別の項目を立てても記載するべきと思います。

委員長：他の市ではなくて 17 ページの図2 がこれからの協働の形になるということで、これを市としても作っていきたいという事なのですが。大きさを見ていただくと分かるようにみんなが同じ立ち位置に立っている。役割の大きさもそれぞれ担える部分を担っている形だともいます。そうなった時に市の役割については方向性のところに出て来るんですけど、この図を考えた時に市民の皆様や NPO・企業の皆様がどんな形でそこに関わっていただけるのか。それを書きたいという事ですが。

委員：図は行政であったり NPO であったり同じ大きさという事は同じ立場だと思うので、敢えて分けることはないのでは。特別感を出すのが私はどうかと思うので今構成が横並びに順番になっていますが、下の取り組みとか項目計画が行政だけなので、その中にもそれぞれの立場で願望を具体的な言葉であった方が、皆でやっていくぞという感じが伝わるのかなと私は思いました。もうひとつ、多様な主体というところでその主体は何を表しているのかわかりません。さっきお話聞いた中でそれぞれの NPO の課題をつないでいるのはボランティアセンターさんだと思うのですが、そのボランティアセンターさんをつないでいるのが行政という解釈でよろしいですか？

委員長：どっちが上になるのか下になるのかという関係ではなくて、従来は行政が上にあり、市民がその下に連なる感じだったのですが。横に 90 度逆転させて要は行政も NPO も横につながる関係、対等で協力する関係になるというのが正しい。

委員：行政から直接 NPO のそれぞれの団体につながることも考えられるのか。

委員長：それはあるかもしれませんが、それが主ではないです。お互いに必要とする所でつながっていくという形になる気がする。例えばコミュニティや自治会は市と上から直接つながるケースだと思うのですが。自治会やコミュニティ組織の横のつながりを考えるとそれは水平関係になる。その水平の関係の中に NPO が入ってきたり、企業が入ってきたりする。

委員：図としては円形状が良い。

委員長：この形になると思う。課長が仰った話をどういう形で入れてみたいというのは次回提案して頂けますか。

事務局：はい。

委員長：では、こういう方向で①の中に書いてあるのとは違うようにそれぞれ市民・NPOにも期待するという事を書いていただくという事ですけれども、今我々としてもどういうふうな形が書けるのか。

事務局：また先生に相談に行きたいと思います。

委員長：取り組み項目の話はどうか。市民協働センターの機能拡充であるとか市民協働センターと他の関係機関等との交流の活性化であるとか挙げられていますけれど。無いようでしたら先に進ませていただいてよろしいでしょうか。方向性②のところは協働の担い手の支援という事です。ここの上の部分についても市民・NPO・企業の所は削除して、市としてこういう姿勢で協働の成り手の支援になるとまとめていただくという事で。取組の項目としては1%地域づくり活動交付金の制度運用と活用促進、団体運営・人材育成関連講座の開催、常設的な相談窓口の設置、広報やSNS等による情報発信の支援とありますが、この辺りいかがでしょうか。

委員：常設的な相談窓口という事で日常的に皆さんの相談をさせていただいています。2019年度と2020年度の明らかな違いが相談窓口の設置にプラス専門窓口の設置が加わっています。中間支援組織として相談窓口は必要なのですから、専門窓口というのはどういうものでここを担う人をどう育成していくかというのを教えて欲しいです。

事務局：県の方が段々機能を手放していく中で、従来は最初に市民活動全般を県のセンターが担っていたのを、県は認定の企業や専門的な分野は市町の市民活動にない部分は担っていただいている。それも市民協働センターが市町のレベルで担う形をイメージしているところですね。県が行っているような相談部分についても中間支援の中で担えるような体制。

委員長：答えられなければいいのですけれど、静岡県は色んな権限の委譲を進めていますよね。認証権限も場合によっては委譲しても良いという考え方持っていると思うのですよ。政令市以外の所にも認証権限を持ってきていますけれど。菊川市さんから県民生活課の方へ行っていますよね。それも認証権限受けたいという方向性を持っているのですか。

事務局：毎年県の方に出向に行っている中でたまたま配属という形の人事になるので、本市として権限移譲事務を受けるといったような方向性ではないです。県とは話し合いをしているところなのですけれど。

委員長：NPO法人を立ち上げたいという希望者の場合はほとんどセンターの所へ来るわけですよね。

委員：受けられるのが1人だけなので。

委員長：ここで言う専門的な窓口というのは、どういうものですか。

事務局：例えば認定NPO法人の労務などある程度、NPO法人の立ち上げなど相談に乗っていただいて市内にいくつも法人ができていますところをございます。更にもう一段階上という、そういう部分になってくるという解釈です。

委員長：そこまでセンターが力をつけてやっていくかどうか。例えば指針の期間。

委員：中間支援をやらせていただいているのですが、私が長く関わらせていただいた活動の中でやっているに過ぎない。他のスタッフはこのことに関してそんな専門知識がある訳でもなく、この2年間の間に自分たちの組織を作ることだけで精いっぱい。そんなところに専門知識をと言われて果たしてその余裕があるか、正直指針に載せて頂いた中で自信がない。専門的なものというのでしたらそれを育成する術を持たないといけないなと思ってしまして。日々勉強の時間がかかなり必要になってくると思うのですけれど。業務に追われているのが現状ですが、やりたい気持ちはあります。現実とうまくいくかは難しい。

委員長：市の方で専門的な窓口を開設という風になる場合に、一定程度市がイニシアチブを取りながらやるイメージでしょうか。

事務局：委託業務という中で平成28年度から市民協働センターの運営を委託業者に委託するという中で、委託の仕様の中に位置づけてやっていただくというような方向性で考えているところです。

委員長：その場合には例えばFNCを使うというようなものもあるし、自分たちで対応できないような相談というのはFNCの力を借りる。場合によっては近隣のセンター間の連携の中で対応するケースもあるでしょうね。労務管理や税務の話にしても、士業の人達は非営利に明るい方とそうでない方がいる。明るい方は多くない。NPO活動センターに関わっている方々の中で専門性に対してのアドバイスができるように育てていくのがいちばん良いじゃないかなと思います。

委員：非常にうれしいところが行政書士さんとかで税理士さんに知り合いがいて、無料相談会をやっていただいているのですけれど、途中からうちの会員になっていただいて1人は理事になっていただいて、そういう窓口は開かれてはいる。スタッフとしてそこまでは厳しい中をそういう方たちが会員となって無料で対応してもらっている。

委員長：いちばんよい方法だろうなと思いますけれど。当面はその辺りの相談窓口の設置という所で市が委託という所まで書き込めるかどうか。市民協働センターと連携した形で専門的な窓口を展開していく様にしたらどうかと思います。開設しますという事になると市が全面的にお金を出さないといけなくなる。併せて2つ目の団体運営育成関連講座の開催、これは市が中心となってこの講座を開催するのですか。

事務局：1%の活動交付金以外の下の部分につきましてはセンターの委託事業という形でお願ひする想定です。

委員長：わかりました。そういう事が分かるようにした方が良かなこれでは全部市がやっていく様に思えてしまう。

事務局：これは行政が直接やるものなのか委託やセンターがやるものなのか分かるような記載をさせていただきます。

委員長：皆様お気づきの点ありましたらどうぞ。1%地域づくり活動交付金の説明の2段落目、「市内外にPRする」とあります。この目的は何でしょうか。

事務局：今までは市の中の人だけが活動の対象になっていた。学生枠というのを創出しまして、学生だったら菊川市の中の地域づくり活動をやっていただける、菊川市内の団体と協働してやっていただけるという事であれば対象になるという事で一部制度の見直しを行ったも

のですから。PRして市外からも人材を確保したいという事でございます。

委員長：例えば委員がここにお住まいですけれど市外の大学に行っていて、その委員の大学が何人かのサークルで課題を解決することで交付するということができるのですか。

事務局：はい、そうです。

委員長：これは今年から始まったのですか。

事務局：そうです。本年度見直しをして来年度活動する事業分から適用する形になるのですけれど、申請は本年度今年のうちからです。まさに今募集中の所なのですが。

委員長：なるほど。この1%地域づくり活動交付金の事で何かございますか。

委員：1%というのは申請しなくても良いじゃないかという事もあります。自分たちで赤字だけれどそれだけ目的の事業をやるということで。審査がなかなか大変です。大分今柔らかくなってきたようですが、申請して細かくやると嫌になっちゃう時がある。そういう面があるなと感じたけれど、変わってきたので。地域の考え方で申請した方が良いと起こってきたらね。率先してやるとなると、専門じゃないと2年か3年のその会の委員なので。長期的に見るとその会を見てこういう事やった方が良いとかあれば進めていいかなという感じはするのですがね。その人がやる気になるかどうかですね。

委員：これまでイベント型で活用させていただいていたものが課題解決型と学生枠という事で舵が切られていて、正直申し上げると非常に困惑している。どう持っていこうかと頭を悩ませているのが正直なところですね。

委員長：いつ位から始まったのですか。

事務局：平成21年度から運用が始まって、合併して市民と行政が協働のまちづくりという事でコミュニティ協議会を各地で立ち上げてもらったので、その財政的な支援ということで合わせて創設させていただいた。団体に対して自由に使っていただけるような団体に対しての補助金ではなくて、事業に対する補助金なものですから色々な事業の前後の積み上げをしていただく。予算書の所から申請して頂いて決算も全部領収書付けてという形になるものですから。事務が大変になる部分があるのですけれども。市民の皆さんの税金を使わせて交付金を出させていただくこともありまして、そういう運用をさせていただいているところであります。今までは地域づくりの為に使っていただく活動でしたら全てが対象でしたが、そこに差を求める形になりました。今回からは今までの活動を自由活動部門というものの。新設されたのが地域の困った解決部門という事で課題の解決のために取り組むもの。イベント的な手法ではない事業に対しては、より交付率が良いような形に差を付けました。2部門に分けたので今まで同じ活動をされていたところに関しては、使えなくなったとかあるものですから地元の皆様の方にご面倒をお掛けしている。過渡期という事で。

委員：少し変わるという事ですね。まちづくりとか地域おこしを目的としてそういうイベントをやってきたのだから、それで十分課題を解決している考え方が当事者にはある訳ですよ。それをまたゼロから新しい事を盛り込まないと25%分だけいけないという事になっているのですよ、コミュニティの会長さんからすると。自治会は直接関わっていないのですけれど、そういう認識でどうしましょうと。

委員長：応募件数はだいぶ減ってきているのですか。

- 事務局：ほとんどが継続なものですからコミュニティ協議会が 11 団体毎年申請していただいて、それ以外の任意の団体さん NPO・ボランティア団体さんが概ね 33 か 34 という事で合わせて 45 団体が毎年申請しているような形になっている。今年はちょっと減るかもしれない。
- 委員：これまで申請していたものをいかにも課題解決型であるかのようにして作って出すというのは、私は本来の趣旨から外れているのかなという思いはします。なかなかじゃあまっさらな所から作るというのも大変な作業で。
- 委員長：この指針の施行と同時に地域づくり活動交付金の性格について市の方がきちっと PR していく必要ありますね。広くこういう形で使って欲しいというのを自治会の色んな会合やコミュニティ協議会の会合の中で示していただいて、こういうふうに使えらるというのを言っていたいただくのは必要なので。その様な事をこの中に入れていただければいいかなと思います。
- 委員：セカンドライフの説明をして、誰でも食堂も出しました。今まで自費でやっていたのを公益な活動をされているので今回申請をしました。うちも関わっている団体さんにはなるべくおすすめしている。今まで NPO さんはどちらかという使いにくいからという事だったので、課題解決型を売りにできるので PR はしています。
- 委員長：ぜひそういうかたちでこの辺のことも見直しして頂けたらと思います。取組み項目や取組計画について何かご意見ありますか。③協働への参画機会の拡充ということで、取組み項目については 1%の話と市民への啓発及び身近な活動情報の発信の充実、コミュニティセンター等の利用促進、市内高等学校等との連携の促進という事になりますけれど、ご意見ありますか。
- 委員：学校を一つのくくりで独立させるような話がありましたが、21 ページの市民の中に学校も位置付けているところは変わってくるのでしょうか。
- 事務局：主体の話はこの後お話しいただいた中で、それに基づいて記載も変えていきます。
- 委員：表現の中で学校や子ども、制度というふうに出て来るのですけれどこの後の説明にあるのかもしれないですが、ここでいう子どもとか学校というのは高校生以上という事になるのですか。ここでは具体的に高等学校と出て来るのですけれど。
- 事務局：こちらの素案の中で小・中・高・大で学校というくりにした方が良いのかなと。市民の中という事で案の中に提示させていただく形で考えています。
- 委員：コミュニティセンターを見てもらおうという事で今年、くすりんオープン講座というのを始めました。自由に会館に来て自由に遊んでくださいというのを月に 1 回やっています。家であまったお菓子を持っていったり、お話しするとかお料理を作るとか碁を打ったり卓球したり。これをもう少し PR して公民館を利用するような方向に進めております。利用して下されば良いので。
- 委員長：それでは④新しい取組・チャレンジを生み出す為の支援ということで特にここでは提案型の協働事業交付金担当というのがあるのですがこれは 1%の方は自治会とかコミュニティ協議会だとか NPO 法人の方から提案するという事ですが、これは市があらかじめこれが課題だという事を投げかけるわけですね。
- 事務局：例えば菊川市が「日本一スポーツが盛んなまちづくり」みたいなものがあつたとすれば、

こういった目標を達成するための提案を募集しますとか。他にも地域包括ケアの実現のためになど、行政がお題を設定してご提案いただく形で考えています。1%交付金の中で部門を分ける中でもう一部門そういったものを追加するような方向性になるのではないかと。

委員長：性格的に市が提示して応募した団体がありますよね。複数出てきた時はそれを審査してどちらかにするイメージですか。

事務局：ひとつのテーマに3つの応募が来た時に1個だけではなくて、予算の兼ね合いあるいは提案いただいた内容が市として必要であれば3つ全部採用という事になると思います。

委員長：その場合の財源は。それは1%とは違う枠でやるのですか。

事務局：1%交付金の中の一つの部門でやる方が予算立てをしてもスムーズである。大きな話になると補助金の中にひとつになり全庁的な中の調整が必要になってくると思いますので、具体的な協議を庁内でしていない。

委員長：こういうものを設けるという事については庁内の中では構成等進められている。

事務局：1%の審査委員会という外部の委員さんがいる委員会があるのですが、今回の見直しに合わせてそういったものもやったらどうかというご提案をいただいています。近隣の事例を見ますと募集をしても応募がないというような事例もあった中で、今そこは時期尚早かなど。今回の改編だけでもご負担を地域の皆様が感じてらっしゃる所に、あまりに色々付け加えすぎると難しくなってしまう。

事務局：適切な課題がお出しできるようになってからというふうにし少し先送りしました。

委員長：来年は情報収集になっている訳ですね。2020年度も検討になっている。

事務局：今の1%の制度の変更が安定してから新たな変化は加えていきたいと思っている。

委員長：私も富士市で経験しているのですが、富士市の場合は補助金でやるのです。市からテーマが掲げられて手が挙げたところを審査するのですけれど、採択された場合には補助金でやる形。あるいは委託です。単年度のものもあれば2、3年度のものもある。3回ほど経験しましたが、最初の年は市も意気込んでいたので市の方の掲げるテーマが多い。しかし段々尻すぼみになってきてテーマを見つけられないような形になっちゃうのですよ。これも時間かけてやるというような今の課長のお話ですけれど、それでいいじゃないかと思うのです。

事務局：行政よりもNPOさんの方が実際に生活の中で課題になっていることには敏感になるので、市が課題設定するのはちょっと上からかなという気もしています。

委員長：この取組はすぐではないという事ですが、1%の審査委員からもご提案あったという事です。

委員：新しい協働の取組が必要になるという事で市としてこういう事を必要と考えていると書いてありますが、市民・NPO・企業が楽しさや充実感を味わえる活動というのは、具体的には。

委員長：これは全部却下です。行政が委託する場合の制度の検討ですが具体的にはございますか。

事務局：まだできていないです。協働という事で補助金ではないので、委託、契約という形で対等にやりましょうという事を先進事例見ながら行政として検討していく時期に入っている

と書いて書かせていただいている。

委員長：これはチャレンジングな取り組みだと私は思っている。究極的に言えば間接経費まできちっと見ろよと。そこまで覚悟を決めていただく事にしないとイケないと思います。

事務局：一般の株式会社、法人のような形に継続して活動する事が必要という部分で見てもらう。安価にやれば他の民間の会社に頼むよりは安く済むからという視点が今までは多かったが、そうではないですよというふうにやっていく。

委員長：民間の建設コンサルタントとの契約というのはまさにそういう枠組みになっていて、それと似たような事業を NPO に出す場合には全く違う二重の基準を作って、委託するという形になる。それはおかしいという事は前から NPO 団体の方で言っていたのですが。ようやくそれが最近業者の皆様にご理解いただけるようになった。良い傾向だと思うのですが。是非そういった所まで見込んで検討して頂ければなと思います。3 番目の市民活動を行う環境の整備・活用促進で、認定 NPO 法人を目指しているところはありますか。

委員：今一つあったところがあります。災害救助犬さんがなった。

委員長：あれ面白い活動ですよ。

事務局：熱心に活動して頂いている。

委員：周知の関係で協働するよと言うのですが、なかなかご本人たちが欲のない団体で。助成金の相談を受けますよとか設定するのですが、なかなか。コンタクトはよく取っております。

委員長：拠点がここにあるのですか。

委員：そうです、拠点が菊川にあって会員さんは他市の方が大勢いらっしゃる。活動は菊川市です。

委員長：訓練をニュースで見ましたが。あれおもしろくて、大きい犬だけじゃなくて小さい犬も。

委員：災害の時は狭いところにも入っていけるから良いと。

事務局：認定を取られて、先月市の方にも表敬訪問に来られた。ぜひ皆さんにも目指していただいて活性化してくれればと思います。

委員長：認定 NPO 法人の場合は税制優遇が働きますので、寄付するとそれが寄付者の税制優遇に直結しますし、企業も損金を計上できる。非常に財政運営が有利になる。4 つ目の所は市も情報提供に力を尽くすということですか。それともこれは市民協働センターの方にお任せする。

事務局：行政とセンターで合わせてという形になる。全くの委託という事ではない。

委員長：行政でなければ入らない情報は結構ありますよね。勿論アンテナは張るのですけれども、行政の方が早く入ってくることもあるので上手く連携して欲しい。コミュニティビジネスは取り組んでいるところがあるのですか。

委員：知っている限りソーシャルビジネス的に対応と仰っているところはありますけれど、現実的にはなかなか。まだ計画段階でそれに取り組みたいという事で何件か聞いています。

委員長：実は NPO と企業も手が組めるのです。西部の遠州灘でウミガメの保護活動をやっている NPO があります。サンクチュアリ NPO です。昔、静岡大学の職員だった。彼ができれば〇〇のドローンみたいなものと連携して。ウミガメの卵って東京に持っていくと 1 個 1 万円で売れる。だから盗掘する人達が非常に多くて困っている。上から監視できない

か。実際に〇〇さんと一緒に開発できないかと提案した。今はドローンになっていますが。そういうものはNPOのニーズと企業のニーズがうまくドッキングして新しいビジネスが出来あがるという事なのだろうと思いますが。場合によっては菊川市内の企業さんとNPOさんと交流会を持って新しいビジネスシーズを積み上げて開発したりするのは良いかと思えます。この菊川市の中にはロボットを開発しているところはあるのですか。

事務局：製造業が盛んなので、工業系の会社が多いので集積されたものが多いのかなと思います。西方に〇〇さんという会社があります。清水の〇〇さんの兄弟の会社なので類似した事されているかなと思いますが、基本的にはファクトリーオートメーションの会社です。

委員長：アプリの開発IT関係とかは？

事務局：具体的にやっているという事で名簿上にいただいている企業はないかと思われます。今後若い方が起業されることもあろうかと思いますが。

委員長：いちばん上の提案型のところと結びつく話なのかもしれませんけれど。

委員：若い子が個人でアプリ開発やっている子はいます。ただ、企業ではない。

委員長：最近オープンデータというのがありそのデータを使い、より市民生活が便利になるようなアプリを開発しようと取組みがシビックテックと呼んでいるのですが、そういう取組みが今あちこちで行われ始めている。文明の利器をうまく使いこなしながら市民生活が豊かになっていくということができる面白いなと。県の情報政策課はそういうシビックテックにも力を入れてやろうとしています。市役所の中にも情報関係ありますね。そことうまく地域支援課が繋がると面白いなと。25 ページのところは協働の推進体制がありますが、これについてご意見ありましたらお願いします。事務局の方ではお出しただいたご意見を検討していただいて次回に修正したものをお出しただければと思います。

委員長：それではもう一つの案件が協働の主体についてですが、事務局からご説明いただきます。

事務局：協働の主体について説明

委員長：今、菊川市で協働の主体というものを整理すると、資料左側の様な事になっています。しかし学校を考えると、もう少し明確な位置付けをした方が良くと前回ご意見いただきまして、事務局の方で検討いただいた結果、右側の方の修正案にしたらどうかということですが、それについて皆様どうでしょうか。

委員：市民の中に地域活動団体などがあって、その下のNPOの後ろの方に法人格を持たない市民活動団体とありますが、その違いは。例えば私の関わっている未来会議はどちらになりますか。自治会とコミュニティ協議会がこの市民のところにあたるのか、市民の中に任意団体として立ち位置であるのかなと感じていたのですけれど。これを見ると法人格を持たない市民活動になるのか、ちょっとわからなくなってしまったのですが。

事務局：きれいに切れないですけど、分けたのは地縁か地縁じゃないかという部分です。地縁団体というと自治会いわゆる町内会、コミュニティ協議会もどっちかというところの中の人達が集まって地域の結びつき、自分たちのまちの人が自主的に集まってという所は地域活動団体。NPOは志援という部分でテーマや志のある人が地域を越えた団体というところになるものですからそういったところはNPOになる。そこで分けさせていただいた。

委員長：そうすると委員がやっている未来会議は志援の方に入る。

事務局：そうですね、NPOの所に入る。共通の目的のある人が集って作った団体というとNPOです。現時点では。

委員：私は嶺田に住んでいますが嶺田の地域の為にここで活動しているという感覚はなくて、もっと広い菊川市という感覚でやっているのですけれど。感覚としては1人の市民として菊川市がこうだったら良いなという思いでやっている。地域活動団体という方がしっくりきたのですけれど、事務局の説明を聞くと、この枠組みになるのかなと。

委員長：同じ菊川市を良くしたいという志という所で地縁も同じだと思うのです。テーマ性を持った団体。

委員：「NPO法人を始め」は要らないかなと思いました。

委員：企業の項目のところで「など」が入っていますけれど、株式会社以外の会社もありますので文面は変えた方が良いのかなと思いました。

委員長：色々な法人業態がありますので、それをどういう風に表現する表現するか。一般社団などの場合は非営利性のものと営利性のものと両方ある。これも非常に表現しにくいと思うのですけれどね。

委員：法人格を持たないとは。

事務局：法人格を持っていて広域で活動している団体と、持たない団体ときっちり分けたのですけれど。

委員長：資料1.2の方に色々な自治体の比較があるのでこれなども参考にして作ったという事ですよね。

事務局：はい、そうです。現在これが事務局としては最善だろうという部分ですので、皆さんご意見あれば直して完成させたいと思います。

委員長：市民の中に在勤・在学者という事で菊川市の外から入ってくる方もいちおう市民として位置づけているのですよね。

事務局：はい、そうです。

委員：市民の区分の所なのですが、菊川に住んで浜松の大学に通っている。そして磐田市内で活動している。そういう人たちは何処に入るのかなと。菊川に魅力を感じて活動しようと思い、どうやってやろうと思った時に個人の所に入れた方が良いのかなと。そういう人もウェルカムだよという感じが出る。学校に入るのか入らないのか分からないのですが。

事務局：そうですね。大学との連携ではなくて個人的に。市内の大学ではないけれど菊川で活動していただいている方の場合ですよね。

委員：特記するかしないかなんですが。

委員：でも在住・在勤・在学者って限ってしまうとその人たちは除外されてしまう。

事務局：「など」とかの表現の方が当てはめることができる。

委員長：くくりからすると難しいですね。

事務局：人口減少の社会の中で関わり合う人を大事にしましょうという関係人口を増やしましょうというような働きもある中であれば、入れ込んでいく方が良いのかなという思いもしますので表現の方法を考えてみるようにします。この指針の方針の中にも主体の定義といいま

すか、項目を新たに追加させていただいてこちらのものを基に次回ご提示できればと思います。

委員長：隣のまちに住んでいる方が菊川に来てやっている人もいますよね。逆のパターンもありますし。そういう人たちも菊川市にとっては大切な人達です。

委員：そこから菊川に住むという話になったら凄く良いですね。

委員：実際 NPO 災害救助犬の団体もそうですが市外の方が結構入っていますので。学生さんの活動とは別に、実際 NPO の活動にはそういう人も多い。

委員：ボランティアさんもやっぱりいらっしゃる。

委員長：そういう方々は活動をメインにして考えるから居住地がどこであるとか拘りないのですよね。活動が楽しいし面白いし、だから来る。活動が魅力的だから。良い表現方法をご提示いただければと思います。

事務局：修正案を基に考えて提示させていただこうと思います。

委員長：おおむね6つの区分でいいですかね。その方が学校のところが明確に位置づけられましたので。少し難しいのかなと思うのですが、ご検討いただければと思います。それでは協働の主体については以上になります。6つの区分になった時には総合計画にも反映するのですか。

事務局：総合計画の方は2025年までは確定してしまっていますので、総合計画の方の4つの区分をこういうふうには当てはめたという形で協働の指針に記載をさせていただいて説明させていただきます。

議事の方は終わりましたので、4、その他を事務局よりご説明をお願いします。

事務局：その他、次回日程等説明

閉 会